

金利年1.0%、保証料ゼロ（全額：県・協会負担）

平成30年7月豪雨

災害関連対策資金

を実施します。

平成30年7月豪雨による災害の影響を受け、事業活動に支障が生じている県内事業者の方々の復旧を支援します。

対象者 県内に事業所を有し、業歴6か月以上の法人・個人

※市町が発行する「り災証明書」または「被災証明書」が必要です。

条件

資金用途	運転資金・設備資金	
融資限度額	運転	2,000万円
	設備	3,000万円 ※運転・設備併用の場合5,000万円が限度額
融資期間	運転	7年以内（うち据置1年以内）
	設備	10年以内（うち据置1年6か月以内）
返済方法	原則として分割返済	
融資利率	年1.0%	
保証料率	年0.35%～1.80% → 0.0% （全額県負担）	
保証人・担保	必要に応じて徴求	
実施期間	平成30年7月20日から平成31年3月31日	

（注）平成30年7月豪雨による災害の影響を受けられた方のうち、「り災証明書」や「被災証明書」がない事業者の方々もご利用いただける制度をご用意しております。詳しくは、**裏面**をご覧ください。

愛媛県信用保証協会とは

中小企業のみなさまが金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、「確かな保証人」となってお金が借りやすくなるようにサポートする公的な機関です。県内5ヵ所で地域に密着した保証業務を行っておりますので、お近くの窓口へお気軽にお問合せください。

◇本所

〒790-8651
松山市一番町4丁目1番地2
中小企業会館1階
《松山事業部》
保証一課・保証二課
TEL (089) 931-2118
【業務区域】
松山市・東温市・伊予市
久万高原町・砥部町・松前町

◇新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号
新居浜商工会館2階
TEL (0897) 33-8282
【業務区域】
新居浜市・西条市・四国中央市

◇今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20
今治商工会議所ビル5階
TEL (0898) 23-0170
【業務区域】
今治市・上島町

◇八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22
八幡浜商工会館4階
TEL (0894) 22-2003
【業務区域】
八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

◇宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号
愛媛新聞ビル5階
TEL (0895) 22-6556
【業務区域】
宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町



特別相談窓口
も設置して
います。



愛媛県信用保証協会

愛媛県緊急経済対策特別支援資金

平成30年7月豪雨による災害が「知事が指定した災害等」に指定されました。同豪雨の影響を受けた県内事業者の方々を対象に円滑な資金調達を支援します。

対象者

- 県内に事業者を有し、業歴6か月以上の法人・個人のうち、
- ①指定災害の影響により、営業・操業等を短縮または停止している方
 - ②指定災害の影響により、最近1か月間の売上が前年同月比3%以上減少またはその見込がある方
 - ③指定災害の被害を受けた企業に対する売掛金債権等が回収困難になるなど、緊急的な資金を必要としていること

条件

資金用途	運転資金	
融資限度額	運転	5,000万円
	借換	8,000万円
融資期間	運転	7年以内（うち据置1年以内）
	借換	10年以内（うち据置1年以内）
返済方法	原則として分割返済	
融資利率	年1.65%	
保証料率	年0.35%～1.72%	
保証人・担保	必要に応じて徴求	
実施期間	平成30年7月9日から平成31年3月31日	

経営安定関連保証4号

愛媛県の一部地域が災害指定地域に指定されました。

平成30年7月豪雨の影響を受けた下記地域の事業者の方々の復旧を支援します。

指定地域

宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・松野町・鬼北町・今治市

対象者

上記指定地域内において、1年以上継続して事業を行っており、豪雨災害の影響により、最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少かつその後2か月も同等の減少が見込まれる方

※本店所在地が災害指定地域にない場合でも、同地域に支店・営業所等があり、豪雨災害の影響を受けられた方も、災害指定地域の市町で認定を受けたうえでご利用いただけます。

条件

資金用途	県緊急経済対策特別支援資金 併用	
	運転資金・設備資金	運転資金
融資限度額	無担保 8,000万円	運転 5,000万円
	有担保 2億円	借換 8,000万円
融資期間	運転 10年以内	運転 7年以内（うち据置1年以内）
	設備 15年以内（特別20年以内）	借換 10年以内（うち据置1年以内）
返済方法	一括・分割返済	原則として分割返済
融資利率	金融機関所定利率	年1.5%
保証料率	年0.8%	
保証人・担保	必要に応じて徴求	
指定期間	平成30年7月5日から平成30年11月5日	